

## 第4回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

- 1 日 時 平成15年9月9日(火) 14:00~16:00
- 2 場 所 長野保健所 302・303会議室
- 3 内 容 (1)(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業に関する環境影響評価方法書に係る知事意見等に対する事業者の見解について  
(2)その他
- 4 出席委員(五十音順)

今	井	信	五
梅	崎	健	夫
片	谷	教	孝
佐	々	木	葉
中	村	浩	志
花	里	孝	幸
林		一	六
原	科	幸	彦
- 5 欠席委員

石	黒	智	彦
今	泉	俊	文
佐	倉	保	夫
佐	藤	利	幸
塩	田	正	純
千	葉	百	子
福	島	和	夫

( : 委員長 : 委員長職務代理者)

## 第4回長野県環境影響評価技術委員会会議録

### 1 開 会

#### 事務局

本日の司会を務めさせていただきます県環境自然保護課の大川ですけれども、よろしくお願いたします。議事に入ります前に、本日の定足数についてご報告を申し上げます。本委員会の定数15名に対しまして、出席者8名ということで過半数の出席をいただきましたのでご報告を申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。議長につきましては、委員長が務めることとなっておりますので、原科委員長さん、よろしくお願いたします。

### 2 議 事

(1)(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)建設事業に関する環境影響評価方法書に係る知事意見等に対する事業者の見解について

#### 原科委員長

それでは早速、これより議事に入ります。当委員会で審議してまいりましたこの(仮称)木曾川右岸道路(南部ルート)です。この環境影響評価方法書、これに対しまして7月24日付で委員会の意見を知事あてに提出しております。県ではこの委員会意見を勘案していただきまして、8月4日付で事業者に対して意見を求めております。本日は、この知事意見に対して、事業者から見解をいただくという機会を設けさせていただきました。これから、お手元の次第に記載してございます順に進めてまいります。よろしくお願いたします。

まず議事の(1)事業者の見解について述べていただく前に知事意見等について、まず事務局から経過などのご説明をお願いたします。

#### 事務局

それでは事務局の方から、お手元に資料1というものがいっているかと思いますが、資料1の中に「方法書に対する知事の意見」と、2枚ほどめくっていただきますと「方法書に対する生活環境部長の指摘事項」ということで、2つに分かれております。これは、この委員会でご議論いただいた委員会の意見を踏まえまして、まず、「方法書に対する知事の意見」ということで、ここの番号に が打ってございますが、例えば4番に が打ってありますが、こういった を打ってあるもの以外につきまして、委員会の方

からいただいたご意見を知事意見として反映させていただきます。 を打ったものにつきましては、住民意見あるいは県の関係機関からいただいた意見を委員会意見に付け加えるような形で知事意見ということで、全部で50の項目に渡りました意見の構成となっております。

それから2枚めくりますと、「方法書に対する生活環境部長の指摘事項」ということですが、こちらやはり を打ってあるもの以外が委員会の参考意見ということで、委員会の方からいただいた意見を部長の指摘事項の方に反映させていただきます。

を打ったものにつきましては、やはり住民意見あるいは県の関係機関からの意見をそのところに加えて、生活環境部長の指摘事項ということでまとめてございます。それぞれ知事の意見、生活環境部長の指摘事項ともに事業者の方に、8月4日付で意見を申し上げます。

本日、この知事意見等につきまして事業者の方から、見解をこれから資料2の方で説明していただくようになっていますが、県の委員会の議論を踏まえたあとのスケジュールについて簡単にちょっとご説明だけしておきますが、本日の議論と、それから今地元の町村長、県の関係機関の方へ事業者からの見解について、意見の照会をするようになっておまして、それぞれそういった関係機関の方からいただいたご意見と本日の委員の皆様からいただいたご意見を事務局の方で一応整理させていただいて、それを事業者の方にお伝えすると、事業者の方ではそういったご意見を踏まえて見解書ということで再度詰めたものを、また我々事務局の方にご提出いただくという、そういった段取りになるかと思えます。いただいた最終的な見解書につきましては、委員の皆様の方へご送付させていただくように今考えております。

以上、簡単ですが、資料1と今後のことについて若干説明させていただきました。

#### 原科委員長

どうもご説明ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたことについて、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか、特にございませんか。それではよろしいようですので、先に進めさせていただきます。

それでは議事(1)でございますけれど、知事意見に対する事業者の見解ということで、事業者の方から説明をお願いいたします。これ、たくさんございますので、資料の2-1でございますね。例えば、2-1の一番最初のページには、〔事業計画全般〕と左上に困っておりますけれども、真ん中辺には〔調査予測評価全般〕こんなふうになっておまして、こういった単位でご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。まず、〔事業計画全般〕から。

#### 林業振興課

林業振興課の宮原でございます。それでは知事意見に対します見解案の〔事業計画全

般)、1番から4番につきまして、私の方から説明をさせていただきます。まず1番でございますが、事業計画の策定にあたっては、南木曾町賤母地区の旧国道を利用する代替案についても、技術的、経済的及び環境保全の見地から比較検討を行います。その上で地元の意向も踏まえルートを絞り込み、絞り込み後のルートについて予測・評価を行ってまいります。2番につきましては、ルート選定にあたっては、地元要望とともに現道拡幅案を優先して検討してまいります。3番につきましては、当該事業と一体となっている町村道整備等の関連事業につきましては、極力その影響を含めた複合的な評価を考慮します。道路周辺の既定の開発計画については、公共、民間合わせて情報の収集を行い、懸念される影響について考察いたします。4番でございますが、「河川の付け替え工事が生じる場合は、環境の保全に配慮した工法の選定に努めること」という意見につきましては、そのように行ってまいりたいと考えております。事業計画全般につきましては、以上4項目でございます。

原科委員長

はい、どうもありがとうございました。それではまずこの4つの項目に対しまして、何かご質問等、ご意見ございませんでしょうか。片谷委員。

片谷委員

ただ今のご説明の3番目の、「対象地域での行政、民間の開発計画を把握し」という項目ですけれども、この同じ地域で、他の開発計画等が同時に並行するということもありませんと、例えば環境調査をするときの調査地点の選定などにも影響いたしますので、現時点でもし、既にそれに関連する情報がありますようでしたらば、それをお示しいただくことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長

今の件、いかがでしょうか。

林業振興課

すみませんが、この件につきましては地元の木曾地方事務所がお答え申し上げます。

木曾地方事務所

木曾地方事務所の越原でございます。よろしく願いいたします。今の件ですけれども、今現在では開発計画については把握しておりません。先生のおっしゃったとおり、いわゆるこの事業に関連した開発計画、分かった時点ではそのように対処するように考えております。以上です。

原科委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。では私からひとつ、一番上ですが。このお答えでは、「絞り込み後のルートについては予測・評価を行う」と書いておられますけれども、これは絞り込みというのは、いくつぐらいに絞り込むということでしょうか。

林業振興課

基本的にはルート1本に絞り込むという判断でございます。

原科委員長

ということは、相対比較するようなことはしないということですか、アセスの文書の、準備書の中で。通常、これは代替案の比較検討ということは、原案に対して代替案で、2つ3つ比較検討するという格好で考えるんですけども。これですと、もう1本に絞っちゃうということですね、準備書段階で。そういう意味ですか。

林業振興課

最終的な予測・評価につきましては、絞り込んだルートについて行ってまいりたいということでございます。

原科委員長

絞り込みプロセスは、どこにどういう格好で記載されますか。

林業振興課

絞り込みにつきましては、準備書等に記載するという形になるかと思えます。

原科委員長

どっちにしろA案、B案、C案ということになると思えます。そのうち、比較検討して最終的にA案が好ましいとかですね、B案が（好ましいとか）そういう表現になると思えますが。そういう形式になりますか、記載は。方法書では3つの案をそれぞれ比較するということになっていますね。だからそれぞれについての予測・評価がないとおかしいと思えますが。これだと、絞った後に評価するような表現になっているので、順番が逆ではないですか。

林業振興課

基本的には、アセス検討につきましては、ルートが決まったものについて対象に考えていくものというふうに考えております。

原科委員長

それが、だからそうでないと私は申し上げたんですけれども。アセスメントですから、A案、B案、C案、それぞれについて予測・評価した上で、その上で最終的にA案が好ましいとか、B案が好ましいということを示していただくのが、準備書の作り方だと思うんですが。それでは、代替案という考え方が消えてしまうでしょ。この意見は、「環境保全の見地から比較検討を行うこと」という意見なんですね。比較検討というのは、準備書段階でAとBとC、それぞれのルートごとに環境影響を予測して評価するんですね。その結果、どのルートが一番好ましいという形で説明していただきたいということを、この意見では求めています。

林業振興課

基本的にここで言う「環境保全の見地から比較検討を行う」というのは、具体的には去る7月12日に開催いたしました第3回目の委員会での資料3にございます、南木曾町の川向・田立地区のC案でございますが、これについて内容が記載していない状況で提出してございますので、これを、内容を記載したような形で比較検討をするというふうなふうに考えております。

原科委員長

A、B、CのCだけについて予測・評価をするということですね。

林業振興課

Cだけについてという意味ではございませんで、全体的なルートが決まった時点、これは地元の道路づくり委員会、PI方式でこれまで地元で・・・

原科委員長

いや、それは趣旨がおかしいですね。アセスメントの結果によってルートを決めていただきたいと、我々委員会で言っているんです。これでは、アセスじゃなくなっちゃうんですよ。何か昔のアセスの考え、昔、閣議アセスではそうだったんですが。アセス法のもとでは、相互比較して一番好ましいものを提案するのが、アセスの役割なんです。これ、アセス法の枠組みから考えますと、県の条例は、それに準じていますから。昔はひとつの案だけ考えていた、今は複数案を比較検討するんです。だから、複数案を比較検討して、複数案について、それぞれのルートについて予測・評価して、その結果どの案が好ましいかという、そういう評価をしていただかないと、説明責任を果たしたことにはならないと思いますけれども。最初から答えが決まっているんですよ、今の話でいきますと。

林業振興課

先ほども述べましたが、基本的にはルートが決まっているものを対象にするという通常の事業アセスという・・・

原科委員長

通常じゃないんです、だから。それは、今は違うと言っているんです、方法論的に。それは昔のアセスですから、昔のは今は通常ではないです。基本的なところがちょっと通じてないようですね。だからこのとおりにやって頂ければいいんです。事務局、補足説明をいいですか。今のお話だと、比較検討を3つともやるとご説明いただきましたけれども。

事務局

今のお話だと、第3回のやつ・・・

林業振興課

そうです。それに記載するような形になります。

原科委員長

だから複数案の比較検討をするということになりますから。そういうことをされるということで理解してほしいんですけれども。

林業振興課

比較検討はもちろん行います。その上で、いわゆる評価書等の作成については、1本のルートに絞ったものについて行うということでございます。

原科委員長

そういうことだそうです。それで作るのなら3つのうち、これが好ましいという表現でよかったと思いますけれども。ちょっと私の理解も、他の委員は何か、どうでしょうか。中村委員、どうぞ。

中村委員

私の解釈も正に委員長がおっしゃるとおりで、1番の四角の意味で取っていたんですけれども。ですから3つの案について比較検討するということです。それぞれの案を予測・評価をした上で、どの案が良いか答えが出てくるというふうに考えるということだと思いますけれども。

原科委員長

準備書の中には3つ書いてあって、それぞれ評価して、比較評価とかしますね。これは評価書に載らないとおかしいと思います。評価書は準備書を修正するものですから、基本的に準備書の枠組みで評価書に記載されるんです。準備書というのは評価書案ということですから、評価書につながっていますから、だから準備書でこういう格好で作れば、評価書も最終的にはこんなような基準で、あとは細部には修正があると思いますけれども考え方は同じことになりますから、こういう表現だと思いますけれども。今のご説明はそうじゃないでしょ。私の誤解かもしれませんが、教えてもらえれば。

林業振興課

私どもといたしましては、先ほどの資料のC案の部分に、現在は何も記載されていないという部分で、例えば地形の改変による影響ですとか、それから現在のルート上の記念物ですとか文化財ですとか、景勝地、観光地等、それから集落の状況、そういったものが分かる範囲で比較検討をするという中からルートを絞り込んでいくという意味で記載をしております。予測・評価、先生がおっしゃるすべてのルート、3ルートにつきまして予測・評価を行うということになりますと、経費的にもかかるという中から、1本のルートについて基本的には考えてまいりたいということでございます。

原科委員長

では、何のためにそれでは予測・評価するんですか。予測・評価は案を選ぶためであって、選んでしまったあとに予測・評価をしてもあまり意味がないです。何のためのアセスですか。どのルートがより好ましいか、環境影響が少ないかということ判断するがためにアセスがあるわけでしょ。だから予測・評価を各ルートについてやらないなら、どれがいいか分からないと思いますけど。それをやらなくても分かるんだったら、アセス評価は、予測・評価やらなくてもいいと思いますけれども。どういうことでしょうか、ちょっと私はよく分かりませんが。片谷委員どうでしょうか。

片谷委員

関連して質問させていただきますが。この資料2 - 1の項目1の枠の外の見解案の記述ですが、その2行目にあります「環境保全の見地から」というのは、アセスメントを指すのではなくて、何かそれ以前の予備検討というような意味でお書きになっているのでしょうか。

林業振興課

そのおっしゃるとおりでございます。先ほど言いましたような集落の状況ですとか、

道路改良、開設による地形の改変の大小ですとか、記念物の部分等を考えております。

原科委員長

はい、どうぞ。

片谷委員

ただ今のご回答をうかがいます限りでは、それはアセスメントの範囲であって、地形改変の有無ですとか、危険物施設等を建設するか否かの判断でありますとか、そういうものは本来アセスメントの中でやられるべきものであって、アセスメントが始まる前に予備的に検討しましたという話ではないように私は思いますが、いかがでしょうか。

林業振興課

アセスメントを行う、代替案を含めて現在3ルートほどがあるもんですから、その絞り込みを行う比較検討に、そういった現在分かっている範囲の内容を比較検討するという意味で書いております。

原科委員長

今井委員、どうぞ。

今井委員

何度聞いてもよく分からないのですが、今のお答えでいきますと、アセスメントをやっていくのに代替案を含めて検討をするということをおっしゃったけれども、どう聞いても1つの案に絞り込んで、それをこの技術委員会で検討してくれというふうにしか聞こえないんですね。そうしますとこれまで議論してきたことの意味がなくなりかねないので、もう少ししっかりとしたお答えを聞きたいと思っております。

原科委員長

はい、今の意見、皆さん同じような思いだと思います。要するにA案とB案とC案、今現在そういうふうに3つ考えていますね。ですから、A案についての環境影響評価、これ、いろいろな項目で評価しますね。B案も同じようにいろいろな項目で評価します。評価のベクトルがA案に対する評価ベクトル1本、B案に対する評価ベクトル1本、C案に対する評価ベクトル1本、3つの評価ベクトルを相互比較して、どの評価ベクトルが一番環境影響が少ないかを示していただくのが、アセスの文書の意味だと思うんですよ。ですから準備書段階でそういうふうにご書いていただいて、それに対して意見をいただいた上でもう1回修正するのが、ファイナルの評価書です。ですからA案、B案、C案について項目別に評価しなければいけないので、それぞれのルートについて調査をし

ていただかないと、今のことができないと思うんです。今、費用の問題から、まずルートを決めてからとおっしゃったんで。そうすると絞る根拠というのは、今の手続き上の問題が出てくるので、順番が逆になっちゃうと思うんです。ですから、そういう意味では全然考えていないと思うんです。

林業振興課

基本的にはルートは絞り込みたいというふうを考えております。いわゆる予測・評価の前の現地調査の段階では、複数ルートを含めた形で調査をしてまいりますので、そういった中で仮に絞り込んだルートに問題点があるというような形になれば、その部分について他のルートを検討することも可能かというふうを考えております。いずれにしても、ルートについては絞り込んで予測・評価をするという考えでございます。

原科委員長

そうすると、アセスメントの意味はどういうふうにお考えでしょうか。

林業振興課

アセスメント自体は、私ども通常のルートが決まったものを対象とするアセスメントと、本来ならそういうものだろうというふうと考えております。

原科委員長

いえ、そうではない、そうではないという規定だと思います、県の条例は。県の条例を、ちょっと規定を見せてください。今のお考えは違っていると思いますので。それはアセス法ができる前の昔のものです。今は複数案の比較検討をすることになっておりますので、同じ考えではありません。ちょっと規定をお願いします。もしそういうことであれば、我々の、委員会の意味がなくなるんですよ。ほとんど環境改善のための効果は確認できませんから。ですから、これまでいろいろ皆さんにご検討いただいて、ご意見いただいたことがほとんど反映できなくなってしまうということになります、そちらで決めてしまうと。検討経過の説明を求めているわけですから。

どうでしょうか、どういうふうになっていますか。法律の条件と同じ条件になっておりますが、条例第14条の第6項でございます。この部分で、「環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)」とありまして、この部分が分かりにくい表現なんです。趣旨はこれは環境アセスメント、環境影響評価法の場合には政令で明確に規定しております。その中で具体的に言いますと、これは複数案の比較検討を通じてこういうことを示しなさいと書いてあります。条例はそれに準じておりますから、この準備書の中で複数案の比較検討をきちっと書いていただくことになります。ですから絞り込むというのは、絞り込んでこの案だけでいきますということ

はなくて、A案、B案、C案とルートを書いていただいて、それぞれについて影響別に評価をしていただいて、その結果、B案がもっとも好ましいとかそういう表現になると思います。これが環境保全のための措置、括弧して当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を書くんです。それがアセス法の解釈で条例もそれに準じてあります。ですから昔のやり方と違うということ、まずちょっと頭を切り替えていただきたいです。環境影響評価法で言いますと、基本的事項ということで省令もございますから。それに明記してございます。これはコンサルタントの方ご存知でしょう、専門の方。佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員

7月12日のときに私は欠席してしまったので理解がよくできていないので申し訳ない質問になってしまうかもしれませんが、今、そのA、B、Cの3ルートというのは、始点から終点までまったく別々の3ルートというわけではございませんね。

原科委員長

そうですね。3つのブロックに分けてありますが。

佐々木委員

ある部分のところについてですね。そうすると、今ご説明いただいた〔事業計画全般〕の2の、ルート選定にあたっては、自然環境への影響が小さくなる現道拡幅案を優先させること、そのように検討するということは、これだけ拝見しますと現道拡幅案が可能なところは、それしか検討しない、要するにこれに絞り込むというふうに読めるんですが、それは問題ないのでしょうか。

原科委員長

それは私の個人の判断では、結果的にそうなるかどうかということ、やはりルールはきちっと決めて3つを比較検討した結果、評価の観点で、そういった観点において比較するということだと思えます。

佐々木委員

先ほどから議論が平行線になっているように聞こえます。たぶん、事業者の方は3ルートについて、全部このアセスの項目をやるということは、時間的にもお金的にも大変なことになるからちょっとできないというふうな思っちゃるということと、それからこういう申し上げ方をすると少し誤解があるかもしれませんが、事業として最終的に何をするかということはアセスだけで決まるわけじゃないですよ。例えば、どうしても現実的に用地の状況だとか、物理的な状況でできないということで、アセスの観点

からみて最適なルートになるというわけではないと。

ですからあらかじめ、例えばここはアセスの観点からみてとても環境への影響がひどすぎてやってはいけないというような可能性が事前に予測されないような場合であれば、別な観点から、もう現実的にはもうたぶんほぼこれだろうというところに、1案に絞り込んでおいてからアセスをやる。それ以外のグレーゾーンのところは部分的に2つとか3つのルートのところを残したままアセスにかけるというふうなことではないかと、私は現実的には理解しています。特に今回の道路のような、非常に区間が長いものは最初から最後まで1本に絞り込むということは難しいですし、かと言って最初から最後まで3ルートについてアセスをやるということも現実的ではないですね。そうすると、ある区間については、事務局の方が先ほどおっしゃりかけたような気がするんですが、複数のルートを同時並行でやるところもあるかもしれないというのが、妥協点みたいに聞こえるとちょっと語弊があるかもしれませんが、現実的なアイデアのように聞こえました。そういうふうに事業者の方は説明なさっていたのか、あるいはそうではなくて、部分的にでも複数案の検討をなしに1本に絞ってしまうのかというところが少し分からない気がしますので、ちょっと確認させていただきたいと思いますが。

#### 林業振興課

私の説明がうまくございませんで、先生に補足していただいていたような状況でございますが。基本的には2番に書いてございますように、現道拡幅案についてこれを優先して考えてまいります。ですので、現道拡幅で技術的、経済的に可能であるということになれば、現道拡幅案が絞り込み後のルートになろうかというふうに考えております。現地調査につきましては、複数ルートを含めたような帯状の形で実施してまいりますので、先生がおっしゃられましたように絞り込み後のルートにつきましては、特に問題があるというようなことになれば、部分的に他のルートも比較と言いますか、検討できるというふうに考えております。

#### 原科委員長

そういう意味で言いますと、方法書段階で最初3ルートよりも4つとか5つとか、区間によってありましたよね、それを絞って3つまでに絞ってきたんだと、私は考えていましたので。今、佐々木委員がおっしゃったことは方法書段階の、これまでの議論でそのことは終わったんだと思っていました。ですから3つのルートというのは、最後にアセスの中で、地方事務所の方で書くもの、記載していただくものとして、方法書では提案したと思いますけれども、それをさらに減らすということでしょうか。

#### 林業振興課

これまでルートにつきましては、地元・・・

原科委員長

もっといっぱいありましたね。

林業振興課

はい。前回は説明したかと思いますが、地元のルートが1本化されてきたというよう  
な中で、基本的に絞り込んでいくんだということでございます。つまり、今までは我々  
もこの事業をするにあたってルートがまだ定まっていなかったと、何本かあったとい  
う中で、この方法書の作成に入ってきたという経過から複数ルートが方法書に載って  
いるという状況でございます。現在、それが1本化されつつあるという状況でございます。

原科委員長

ちょっとどう申し上げたらいいかわからないのですが。そちらで絞り込むプロセス、こ  
れは計画のプロセスで結構ですが、アセスメントの結果を踏まえて絞り込みをやって  
いただきたいというのがアセスメントの位置付けだと思うんですね。ですから、アセス  
の結果が出る前に絞り込んでしまったら、アセスの意味がなくなっちゃうというのが私の  
考え方で。これは委員会の皆さんは、だいたい同じようなことを今おっしゃったと思  
うんですけども。ですから、もう絞り込んでいるんだからと言われてしまうと、確かに  
アセスメントの調査が無駄なことになっちゃいますけれども。アセスは絞り込みするの  
に多目的な条件を与えるものだと思っておりますからね。環境面からいった最適ルート  
はこれですということを提出するのがアセスの役割です。それを受けて、例えば環境面  
からいっても、3つを比較して一番いいのは、際立っていい場合と、1番、2番、3番  
といろいろな場合があり得ますよね。そういうような場合に1番、2番、3番だったら、  
何番だと聞いていって、最終的に2つになるという場合もあり得ますけれども。明らか  
にこのひとつの案がいい場合ですね、それを覆すことは難しいと。そういうことでアセ  
スの環境面からいった配慮からいくと、そういった情報を精査するのが、アセスの役割  
だと思います。ですから、その方法書段階でA案、B案、C案を示すというのはそうい  
う意味なんです。AとBとCとを比較検討してくださいというのが、この段階の議論だ  
と思います。ですから、絞り込みは絞り込みで別途やっていますと言われると、ちょっ  
と困っちゃうんですけども。これはいかがでしょう、やはり委員会の役割としてはど  
うなりますか。はい、どうぞ、中村委員。

中村委員

繰り返しになりますけれども、1番のこの四角の中に書いてあることは、「代替案を  
含めて比較検討を行う」というふうに書いてありますね。そして1番の補足として2番  
のところにあるのは、そのルート選定にあたってはという1番の補足として2番がある

わけです。ですから新しい法律では、代替案を含めて実際に事業の最初の段階で、代替案を含めて検討した上でというのが新しいアセスの方法だというふうに解釈しています。規定があって、そうなっているわけですから、ここで論議することもないんですね。それぞれの案について項目ごとに検討して、どの案が今の時点でほぼいいだろうという判断をして、そのルートを絞ったあと、さらにその絞った案について、詳しい予測・評価を行うんだという、大筋では解釈をしているんですが。

原科委員長

ちょっと、これで時間が過ぎてしまって困るんですが。この趣旨はお分かりでしょうか、我々の説明で。

林業振興課

理解しているつもりでございます。

原科委員長

そうするとここで、全部お示しいただければ、これ比較表を作って、これを準備書に掲載するということで。なりますね。

林業振興課

それは、この比較検討を行うという部分からやってまいります。

原科委員長

予測調査にそんなに、逆を言うとトータルで費用が制約されるとか、そんなに個別の予測調査するのにお金をかけなくてもいいと思います。比較検討の方が大事ですから。お金がかかるから、もう絞ってしまってから調査をするなんていうのは本末転倒だと思います。選ぶために調査をするんですから。はい。

片谷委員

先ほどからのご回答をうかがっておりますと、確かに費用の制約があるということはいくぶん分かりますが、例えば、3つのルートについて予測・評価を行ったからといって、コストが3倍になるということはありません。先ほどご発言がありましたように、どのルートも現地調査の対象範囲の中を通過しているわけですから、3つのルートについて予測・評価をした場合に費用が増えるのは、例えば大気に関する部分では、その発生源の位置が変われば、コンピュータをそれだけ回さなければいけませんので、そういうのは明らかにコストが増えます。しかし、それは全体から見ると決してそんなに多い部分ではないはずで、これは私もかつてコンサルタントをやっておりましたので、よく理解で

きますが、決して3倍になることはあり得ません。もちろん、コストは1本よりは3本の方が増えるというのは理解できますけれども、だからと言って、先に1本に絞ってしまうという理由は説得力がないように思います。

原科委員長

私もそうと思いますが。どうぞ。

林業振興課

確かに単純に3倍になるとか、複数ルート分になるというふうには考えておりませんが、増額が見込まれることは明らかでございます。それと、この木曾川右岸道路(南部ルート)につきましては、地元P I方式で、地元の道路づくり委員会が中心となって地元から積み上げてきた意見、基本的には全戸が参加した中でルートづくりを行ってきているという部分もございますので、そういったものもここに書いてございますように、地元の意向も踏まえとか、地元要望とともにというような形で書いてございますが、そういったものも私どもは重視したいということでございます。

原科委員長

P Iでやってこられたというのは分かりますけれども、P Iの中の重要な情報としてアセスの結果を活用していただきたいということなんです。アセスのことを無視してP IをやってもP Iの意味がなくなっちゃうんで。P Iというのはパブリック・インボルブメントでしょ、そうですね。パブリック・インボルブメントというのは説明責任を果たすというプロセスですから、環境配慮についての説明責任はアセスメントで果たすわけです。それが連動しない形というのは意味がないと思います。ですからP Iでやっているから、そちらが優先でアセスとは関係ないという話にはならないと思います。むしろ、関係をきっちり付けていただかないと、ここでアセスをやっている意味がなくなってしまうですね。はい、花里委員、どうぞ。

花里委員

考え方として、委員長がおっしゃったとおりだというふうに思っています。ただ、そのときに、この2番の文章なんです、「ルート選定にあたっては、自然環境への影響が小さくなる現道拡幅案を優先させること」、これが特にひっかかってしまうんですけども。これが出てくるということは、現道拡幅案が環境影響が一番小さいということを最初に言っちゃっているわけで、これはちょっと違和感がありますね。これはあくまでもアセスメントをした結果として、この文章が出てくるのなら分かりますけれども。ちょっとここは、今からこれを削除とか修正とかできるものなんでしょうか。ここがあるので、全体がちょっと釣り合いがとれなくなってしまうので。もう変えら

れないということなら、変えられなくてもいいかもしれませんが、一応考え方としては、たぶん現道拡幅案が一番環境影響が少ないだろうということではあるんですけども、基本的にこれもアセスの結果からこれを導き出すべきものだというふうな、一応、合意を持っていた方がいいと思いますけれども。

#### 原科委員長

そうですね。優先させることと、ここで言うてしまうのは確におかしいですね。現道拡幅案をちゃんと比較検討をするということになりますから。こういうふうな文章はちょっと反映させるという意味で・・・ただ、知事意見としてそれは大丈夫でしょう、直しても。委員会の考え方としてはそういうことです。これは結果を見てからでないと分からないですよ。今、申し上げたまず自分たちが・・・。片谷委員どうぞ。

#### 片谷委員

先ほどの私の発言はちょっと不十分だったかと思しますので補足します。「技術的、経済的に」という記載がございまして、例えば前回のご説明でありましたような、勾配が19%になってしまって道路が取り付けられないとか、あるいは、建設コストを計算、試算したところ費用が2倍以上になってしまうようなルート案があるとか、そういうようなものについて、事前に検討した上でルート案からはずすというようなプロセスは当然これからも起こり得ます。今までの中でもすでにそういう検討はなされているわけですが、これからさらに新しい情報が入ってきて、そういうものは除外するというようなことはあってもいいとは思いますが、それ以外に、要するに技術的には可能である、経済的にも可能であるというものを事前にはずしてしまうというのは、アセスメントの趣旨に反するというのが、今の委員会サイドの議論の趣旨だと思いますので、それをぜひ含めていただきたいというふうに思います。

#### 原科委員

今、片谷委員がおっしゃったとおりだと思いますね。技術的、経済的に可能なものを対象にしようということで、比較検討をしていただいております。はい、どうぞ、林業振興課の方。

#### 林業振興課

林業振興課の、私、井上と申しますけれども、振興課の課長をやっております井上でございます。ただ今のことですが、若干私どもの担当の方から、県民の税金を使うという立場で仕事をさせてもらっております関係上、決まったルートをすべて、いただいたものをすべて調査をかけていくという話の中では、何ともその部分に対する説明責任が逆につかないんではないかなという危惧を持っております。

例えば、今、片谷先生のご指摘がございましたとおり、自ずとはずして当然分かるべき部分も当然あり得るのではないかなど。そういう部分については、当然はずさせていただきますよと。片一方では、今申し上げた、ルートを絞ってきたように、ルートを絞りたいんですけれども、絞るためのプロセスの部分というのが当然あるかと思うんです。そういう部分については、部分によっては2ルートであったり、あるいは3ルートの部分というのは、言ってみれば当然してまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、説明でちょっと不十分でいけないんですけれども、できれば、心の底にはできるだけお金を少なくしていくためにも、ルートを絞ればありがたいなと、こんな気持ちを持っていることは事実でございます。それには説明が不十分でしたからいけないと思うんですけれども、できる限りの最大限の努力はさせていただきます。間違いなく複数ルートもやっていかざるをいけないところも、当然あるだろうというふうに判断をしております。しかし、今、片谷先生がおっしゃいましたとおり、その辺の部分というのは、当然またご相談申し上げますけれども、この部分については、こういう理由で自ずとこの部分の金はかけずにやらせていただきますよという部分のお話をせざるを得ない部分があるかなというふうに感じておりますので、何分のご理解をいただければありがたいと、こういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

#### 原科委員長

それでは具体的にどういうルートを比較検討するか。3ルートということで、方法書では出ましたけれども。方法書の確定版といいますか、その段階では3を2に減らすこともあり得るということをおっしゃったわけですね。ただ、1ではないと、複数案を比較検討するということですね。そういう理解をしてよろしいですね。

#### 林業振興課

自ずと、今の2倍、あるいは1に対して2以上の費用がかかっても、それでも、そのところが若干の、やはり環境影響評価に対する対処が必要だから、この位置であってもダメという判断がそこで下されるならば、これは自ずとその、逆に言いますと、自ずとダメだと思っている位置の安い方を選択する余地は、逆にないだろうという意味のこともあろうかと思いますが。

#### 原科委員長

3つ比較した場合に、それぞれ調査の仕方が、あるいは精度とか、そういうものを同じようにしなくてもいいかもしれませんね、比較検討の場合には。もしその場合は。ですから、3つは比較するけれども調査の費用は違うと、そういう意味ですね。

#### 林業振興課

そういう意味でございます。

原科委員長

分かりました。どうぞ、林委員。

林委員

今のご意見は、現実的な立場からは分かりますが、しかしこれは今の話は、アセスメントというものの根幹に関わることだと理解しております。ですからこの場合は、その3つの案を相互に比較して最終ルートを決めるということがアセスメントの精神なんですね。それに対してこの文章によると、1本を決めてからアセスメントをやるということなので、それは逆なんだというのが委員長のご意見なんですね。ですから、そうであるならば、この絞り込みのあとのルートについての予測・評価は必要ないんです。なぜならば、それを比較して絞り込むわけですから。だからこの文章では、「代替案についても、技術的、経済的及び環境保全の見地から比較検討して最終ルートを決める」そこまでです。そのあとは必要ないわけです。もう調査をしているから、決めるわけですからね。ですから、ここの誤解は、最初から1本、何か工法を決めて、その評価をするということになっているので、それではちょっとまずいんじゃないかということなんです。ですから、今出ている3本の案について、それぞれやってそれを比較して最終的に1本に決めると。しかも決めたらそのあとの評価は必要ない。なぜならば評価をして決めているわけですから。これは考え方として、環境影響評価の根幹に関わる問題で、今までの評価の考え方と変わったところだというふうにちょっとご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

林業振興課

すみません。私も以前、環境自然保護課におりましたので、それについては理解をしているつもりでございます。ただ、そこに非現実的なものがあった場合にはという意味で、私も現実的なお話をさせてもらったということでご理解をしていただければ、ありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

原科委員長

そうしますと、ご見解の4行書いておられるところ、最初の2行の表現だけの方がいいと。あとの2行は削除していただくという理解で。はい、花里委員、どうぞ。

花里委員

そうすると、技術的に無理、また経済的にどうしてもこれは無理だということだったならば、その評価書の方には、これこれこういう理由で他には選ぶことができなかった

から他のルートに関してはアセスメントをしなかった、というようなことを明記されることになるですか。

原科委員長

しなかったというのではなくて、最初、この部分に対しては情報を獲得するための費用をあまりかけないで、簡便法で調査しましたとか、そういうような表現だと思えますね、もしそうなればね。やらないということではない。やるけれども、同じような精度では調査、コストをかけないかもしれないと。

花里委員

いずれにせよ、そういう理由もきちんと選定理由として書かれるわけですね。

原科委員長

そうです。その理由もそうです。そういう説明をしていただければ、どれかこの場所だということになると。今、そういうふうなことで理解して、4行書いておられますけれども、上の2行だけで下の2行は削除という理解でよろしいですか。

林業振興課

そのこのところは、「絞り込み後のルートの予測・評価」は必要ないと。

原科委員長

必要ないです。ですからおっしゃるとおりです。はい、よろしいですか。だいたい理解できたと思います。どうも時間をかけましてありがとうございます。それではそのように対応していただきます。〔事業計画全般〕、ちょっと時間がもう半分ぐらいきてしまいましたので焦ります。でも基本的なところが理解できたと思いますが、他はよろしいでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。〔調査予測評価全般〕について、ご説明いただきたいと思います。

木曾地方事務所

では引き続きまして、私、越原の方から説明させていただきます。5番ですけれども、「現道拡幅利用区間においては、影響が小さいと予測される自然環境に関する項目の評価は、簡易な手法により行うこと」は、そのように行うように考えております。6番ですけれども、「可能な限り多くのミティゲーション・バンキング候補地を把握する」と、これにつきましては、必要に応じまして関係者と連携しまして、候補地の把握に努めてまいりたいと思います。7番のところですが、7番のところですが、「施工済み区間における調査結果

を本事業の評価に活用すること」ということで、この区間につきまして、特に施工済みの区間において、事前モニタリング調査としまして猛禽類調査を実施しているところもありますので、その結果を反映させて、計画路線の予測評価に活用したいと考えております。8番目の「工事用車両のための道路の影響評価を行うこと」ということで、これにつきまして工事用道路の計画が明らかになっているものについては、評価を行うと考えております。9番の「凍結防止剤による影響を予測すること」につきましては、国道19号による凍結防止剤の使用実態を把握するとともに、既存の文献ですとか最新の研究資料等により、可能な限り予測検討を行うと考えております。以上でございます。

原科委員長

次のページ、10番がございますので、どうぞお願いします。

木曾地方事務所

すみません。次、10番ですけれども。調査項目及び調査、予測手法についてですけれども、「今後の現地調査等の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より適切な項目、手法の選定に努める」ということで、これにつきましては、実態に即した効果的な環境影響評価を行うように努める、そのように考えております。以上です。

原科委員長

はい、どうもありがとうございました。今の部分でご質問はございますでしょうか。なければ私からひとつお願いします。8番ですが、「工事用車両のための道路の設置箇所を明らかにし」というところで、この「明らかになっているものについては」というご回答なんですけど、意見の方は、設置箇所を明らかにした上でと書いてあります。ちょっと趣旨がずれている感じがしますが、これは難しいですか。明らかにした上でということとは。

林業振興課

すみません、たびたび。現在、前回は説明しておりますが、事業者が決まっていない、それからルートが決まっていないという中で、これにつきましては、工事用道路の計画が現在まだ明らかになっていないものですから、この部分についてはどうしてもこういう表現にさせていただきました。

原科委員長

でもこれは明らかにしないと具合が悪いということで意見として出しているものですから、どうしましょうか。こういう言い方でいいでしょうか。梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

これも繰り返しですけども。「明らかにし」ですが、「明らかになった場合には」ということでいかがでしょうか。

原科委員長

「なった場合には」、そうなった場合ということは、アセスが終わってからなった場合にはどうなりますか。

梅崎委員

それは事前にということが原則ですが、できるだけ事前にということはいかがでしょう。

原科委員長

こういう場合は普通というか、明らかでない場合は、あらゆるものを想定して、A想定、B想定、C想定みたいなことをして、それでチェックするということを普通我々はやりますね。それが想定をそういうふうにしなきゃ、そういうものはもう見つからないというお答えなので、どうかなと思いますけれども。

梅崎委員

発言の趣旨が少し不明確でした。工事用道路の設置箇所がまだ特定できていませんから、ある程度特定のようになってきたものに対してというふうに私は理解したんですけども。

原科委員長

どうでしょうか、今みたいな対応は難しいでしょうか。だからAとかBとか範囲を想定して。工事用車両道路というのは、その地域地域でだいたい、そんなにあちこち通る必要がないので、ある程度想定は可能だと、ご専門の方は。事業者がだれであろうと、確定的ではないけれども。あるいは最悪の場合を、普通は想定しますね。最悪のルートの場合でも環境への影響はないとかあるとか、そういう判断をします。

林業振興課

ルートがまだ複数あるという中で、非常にこの工事用車両のための道路についても、現在の段階では明らかにするというのは、かなり困難なところかなというふうに考えております。

原科委員長

はい、片谷委員、どうぞ。

片谷委員

不確定要素が多いということはよく理解できます。ただし、こういう土木工事の場合は、工事用車両の影響というのがかなり大きいというのは、他の事例を見てもたくさんそういう事例がありますので、まったくやらないというのも、また少しアセスメントの趣旨からしまして問題があるかと思えます。それでひとつ提案ですが、あの道路については、すでに一部できている部分がございますね。すでにできている部分にもトンネル等がありますので、かなり重機を用いた工事が行われた経過があるかと思えます。そのときの工事用の道路、何と云うのか私はよく分かりませんが、そういう実績のデータに基づいて、先ほど委員長の発言にもありましたような最悪の場合でもこのぐらいだからというような説明があれば、説得力のあるアセスメント結果になるかと思えます。未定であるから入れなかったというのは、少し問題があるように思えます。

原科委員長

いかがでしょう。私が申したり、片谷委員がおっしゃったように、工事用車両の影響が出る場合がありますので、少し心配になります。たぶん、事業ではそれが一番心配されると思えますよ。工事用車両のそれが。

木曽地方事務所

おっしゃったとおり、複数ルートがある中で、今までの工事の中でも、例えば既設の村道を利用した工事が多く行われています。そういった中で、今、先生がおっしゃられたとおり、明らかになってないものにつきましては、その実績ですとか、予想されることを想定しまして、評価するというにしたいと思えます。よろしく願います。

原科委員長

そうですね。それでその場合、これはあくまでも想定だということを明記されて、実際の工事と若干違う場合がありますがと、そういうことを明記されておけばいいんじゃないでしょうか。それを、そういう断りを書かないで書いてしまうと、本当に決まったように思われてしまいますから。そういう配慮をされておけばいいと思えます。

木曽地方事務所

はい、分かりました。

原科委員長

では、今の件はそういうことでお願いいたします。他にございますでしょうか。よろ

しければ次にまいります。では、〔大気質〕と〔騒音・振動・低周波音〕このページをまとめてまいりたいと思います。どうぞお願いいたします。別々の方がいいかな。〔大気質〕だけやっていきましようか、ちょっと違いますね。担当が違いますから、ではいきましよう。

大日本コンサルタント株式会社

大日本コンサルタントの高松でございます。〔大気質〕についてご説明します。11番のご指摘につきまして、大気の測定地点の選定にあたりましては、地形の影響ができるだけ小さい地点を選定するということでございますけれども、当該地域は狭い谷あい地形でございます。どこも少なからず地形の影響を受けますが、特異な場所は避けて選定するというふうにしたいと思っております。12番につきまして、トンネルからの排気の影響が大きいというご指摘ですけれども、トンネルの坑口部周辺の大気質予測につきましては、「道路環境影響評価の技術手法」に基づきまして、坑口からの拡散濃度と明かり部からの拡散濃度を合算する手法によっております。細かくなりますけれども、坑口からの拡散濃度の算出にあたりましては、弱風時には「噴流モデル」、有風時には「等価排出強度モデル」と「噴流モデル」の併用で実態により即した手法を用いるというふうに考えております。13番のトンネルからの排気に起因する酸性雨の影響というご指摘ですけれども、これについては窒素酸化物濃度の予測結果及び酸性雨に関する既存文献を参考にしまして、可能な限り知見を整理し、配慮したいというふうに思っております。以上でございます。

原科委員長

はい、どうもありがとうございました。ここでいったん切りますね。この部分については何かご質問とかご意見はございますでしょうか。はい、花里委員、どうぞ。

花里委員

ちょっと細かいことなんですが、この12番で、これを見ますと、トンネルからどれくらいの排気ガスが出るかを予測しているというふうには取れるんですが。問題はそれだけ出たあと、その地形を考えて、そこではどういう排気ガスが動いて、どのような影響が出るかということを多く調べる必要があると思うんですけれども。この中にはそういったことも含まれているんでしょうか。

大日本コンサルタント株式会社

もちろん濃度を予測するモデルでございますので、いろんな地形を考慮して、その各地点に対してどれだけの濃度が拡散して現れるかと、そういう計算をするモデルになっております。

花里委員

その地形というのは、現場の地形ということですよ。はい、分かりました。

原科委員長

よろしいですか。はい、他にございますでしょうか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

この今のトンネルの問題につきましては、別に事業者の方の肩を持つつもりはございませんけれども、こういったモデルで予測をしたというような例は、都市部のトンネル、海底トンネルとかですが、そういったところでやられておりますが、こういう山の中の道路で、こういうところまできちんとやったという例は、あまりないというのが実態だと思います。ただしこれは重要ですので、このような方法でやられるというのは大変よろしいことであろうかと思えます。あと13番のこの酸性雨の問題につきましては、特にご存知かと思えますが、関越自動車道の関越トンネルの排気口の周辺での問題というのがいくつかすでに文献がございますので、濃度のレベルの違い等がもちろんございますから、直接それを当てはめるわけにはいきませんが、参考事例として使われて、評価がいく分定性的になるのはやむを得ないかと思えますけれども、記述していただければと思います。

原科委員長

どうもありがとうございました。では今の件、だいたいそんなことで対応していただければよろしいですか。どうもありがとうございます。では今のところはよろしいですか、次に進んでよろしいですか。それでは、〔騒音・振動・低周波音〕でございます。では担当者の方からご説明お願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

続きまして14番ですけれども、「住宅地域の舗装は騒音や振動が抑制されるよう、積極的に検討してほしい」ということに対しまして、予測評価及び保全対策の検討にあたりましては、当然既存の技術に合わせまして、最新の知見や新技術を取り入れいように考慮したいと思っております。15番の騒音に関する心理的影響の緩和ということで、緑地の保全という話だと思えますけれども、騒音や振動の影響は心理的な要素も大変重要であるというふうに認識しておりますので、可能な箇所につきましては、極力、この緑地の保全というのは配慮していきたいというふうに考えております。16番につきましては、騒音の予測評価についての面的な考慮ということですが、まず、騒音の予測手法におきましては、「日本音響学会式ASJ Model 1998」を用い

まして、住民の生活実態を考慮した断面予測というのを行うように考えております。さらに、坑口周辺等の特殊部におきまして、集落等がある場合、必要に応じて平面予測を行うことも考えております。17番につきまして、住宅等のゆれに対する影響の原因の判別ということで、振動と低周波を合わせて調査予測しなさいということですが、住宅の立地状況と、トンネル・橋梁の設置状況、こういうことから判断しまして、両項目を実施する必要がある箇所について調査・予測を行うというふうに考えております。18番の発破等の低周波による環境影響ということにつきまして、ガイドラインのご指摘もあつたんですけれども、今後新たな予測手法等が発行された場合には、すみやかにそれを取り入れて評価したいというふうに考えております。19番につきまして、低周波音の猛禽類への影響ということですが、猛禽類の営巣木が確認されましたあと、非繁殖期に営巣木近傍等で現地で騒音調査を実施しまして、影響の程度について検討したいと思っております。また工事中におきまして、猛禽類への影響の有無をモニタリングするというのも合わせて考えております。以上です。

原科委員長

はい、どうもありがとうございました。今の部分でご質問、ご意見ございますでしょうか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

私は専門が違うんですが、今日欠席の委員の方からご意見は出ていませんか。

原科委員長

これに関してですか。

片谷委員

これに限りません。ひとつ、メールに流れましたけれども。他の委員の方からもしご意見が出ていれば、事務局からご紹介いただけないでしょうか。

原科委員長

事務局、ございましたか。

事務局

この見解案が事務局の方に出されたのが、間際だったもので。とりあえず15名の委員の方にメールでお送りさせていただきました。忙しかったもので特に欠席される委員の意見を、今日まとめて提出できればよかったんですが、なかなかそういった時間的なものが取れなかったもので。まだ欠席の委員のそれぞれの意見がうちの方でまとめてお

りません。いずれ、欠席委員の方からこういったことでという意見がまいりましたら、その辺は、また事業者の方へいろいろな意見を集約する中で、うちの方で整理してとは思っておるんですが。今、何人かの委員の方から来ている意見もありますけれども、特にこの項目について云々とそういったご意見ではなくて、全般的なことに関するご意見が、2つほど来ていますが。そんなような状況で、この場で欠席委員のご意見ということで紹介が今まだできない状況ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

原科委員長

そうしますとどういたしますか。欠席された委員の方のご意見は、いつぐらいまでお受けして、ただ議論しないといけないかもしれないですね。ちょっとそこら辺がね。

事務局

一応、19日の締め切りということで、意見をもらうということで。ただ、委員の方も海外へ行かれています方も多いもので、しばらくは連絡が取れないとか、そのような状況がありまして、一応19日までに事務局の方にご意見をいただきたいということで、文書の方を発送してございます。

原科委員長

そんなことでよろしいですか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

私がメールで見たときに気になっていたのは、確か15番で、「緑地を残し、音源が見えないように配慮する」というのは、これは設計内容に関わるような話であるかと思えます。例えば、樹木で遮音効果を期待するというようなことも含めたことだと思うんですが、そういうことをこのアセスメントの中で、アセス書に記載しようということはこの15番のご回答はお書きになっているのでしょうか。

大日本コンサルタント株式会社

はい。積極的に防音壁を作るとか、そういう対策もあるでしょうけれども、塩田先生がおっしゃった既存の緑地というのは減音効果だけではなくて、心理効果もあるから、そういうものを残すものは残せるようなことを考えなさいということだと思います。道路設計上のお話ですけども、その緑地が集落と道路との間にもしある場合、それが対策として心理的な効果がある場合、それは騒音の環境保全対策のひとつの項目として、記載できるんじゃないかなと思うんです。ただ、これは、実際こういうことがあるのかどうかは確実には言えないんですけども、概念としては、そういうこともあり得るかなというふうに書いてあります。

原科委員長

ありがとうございました。他にございますでしょうか。中村委員、どうぞ。

中村委員

19番です。見解書の3行のうち、一番下の行ですね。「また、工事中においても、猛禽類への影響の有無をモニタリングする」というふうに書いてあります。具体的に低周波の影響をどんなふうにモニタリングする考えなのか、ちょっとお聞かせください。

大日本コンサルタント株式会社

猛禽類は、また後ほど出てくるところでもありますけれども、猛禽類に対する低周波の影響というのは、なかなか文献もまだ出ていないように考えているんですけども。騒音につきましては、いろいろな研究機関で、室内実験も含めてやっていたらと思います。そういう意味で、やり方としましては騒音の測定装置を付けるということをご想定はしております。したがって、低周波ということのご指摘なんですけれども、なかなか低周波音というのが自然界の中の音と、この事業による音の識別が非常に難しいこともありますでしょうし、研究事例も非常に少ないものですから、調査は、機械を据え付けることはもちろんできるんですけども、現時点ではなかなか厳しいのかなというふうに考えておりますので、ここでは騒音の測定装置を付けるというふうに考えております。

原科委員長

中村委員、どうぞ。

中村委員

今の回答で意味がまったく分からないんですが。ここで問題になるのは、低周波音の影響の有無をモニタリングするというお話です。音のモニタリングの話になるんですか。

大日本コンサルタント株式会社

低周波音というのも空気振動でございますので、データとしてサンプリングし、それを持ち帰ることによって、当然、分析にはかけられます。低周波領域なのか、高周波なのかということは分かるかとは思いますが。ただそれを数値として押さえて、そのあとの解析の部分が、あるいは対策の部分がなかなか見えきれないのかなと思ひまして、我々、ある程度文献等で明らかになっている騒音についてはまずやろうということでございます。ただ、これはまだ確定ではございません。今後、調査手法については、それぞれ所管の先生方とご相談することになっているかと思ひますけれども、この辺もご意見を

いただきながら、必要があればまた見直すことも当然あるかと思えます。

中村委員

つまりこれから検討するということですね。

原科委員長

他にございますか。今、影響ということですから、その辺でちょっと食い違いがあったと思いますが、あとでちょっと見直してください。他にございますでしょうか、よろしいですか。では次に、〔悪臭〕をご説明いただきたいと思います。次はどなたですか。

大日本コンサルタント株式会社

はい。20番、21番、22番、すべてそうなんですけれども。ご指摘のとおり、「工事車両や重機の移動、走行又は舗装工事による悪臭公害というのは一般には生じていない」、ということから悪臭については簡略化項目として取り扱います。

原科委員長

これ3つともそのように行くとそうおっしゃっているので、よろしいです。

大日本コンサルタント株式会社

ということで、よろしいですか。

原科委員長

よろしいですね、特に。このとおりやっていただくということで。それでは〔水質〕をお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

23番につきまして、工事の際に生じる可能性のある有害化学物質による汚染についてのご指摘で、トンネル等の地山の掘削による有害化学物質の発生というものが懸念されるこの改変地周辺の地質状況につきまして、既存文献等により情報を収集しまして、整理したいというふうに思います。また、汚染物質の流入が想定されます水域に対して、環境基準の健康項目により、現状を調査するというふうに考えております。24、25につきましては、そのように行いたいと考えております。

原科委員長

ありがとうございます。今の水質部分、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございますか。はい、花里委員、どうぞ。

花里委員

この前、有害化学物質が一番出る可能性のあるのは、トンネルの掘削ということを書いていらっしやると思いますが。あと、いろいろなところでも出る可能性はあると思いますが、ちょっとやはりセメントの排水なんかやはり問題になるかもしれません。特にpHが高くなりますので。それが小さな水域に入ってくると影響が出ますので、そういったことも一応、考慮していただきたいと思います。

原科委員長

今の意見はよろしいですか。考慮いただきたいと思います。他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは次にまいります。〔土壌汚染〕のご説明をお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

26番の、土壌汚染の原因となりうる施設及び不法投棄の存在の確認ということで、調査に先立つ現地での土地利用調査の中で、原因となります施設の存在及び不法投棄の状況につきまして、関係機関等から情報収集するなどの確認を行います。

原科委員長

この件はいかがでしょう。この不法投棄、関係機関等ですけれど、関係機関以外に特に地域住民というのも、これはここに出すべきではないかと。そういう方からも聞かれます。関係機関等だと、情報源として必ずしも十分でないような感じがいたしますが、等の中に入っているんですか。

大日本コンサルタント株式会社

「不法投棄の現場があったよ」というのはまずは町村の窓口の方に一報が入ると思います。1軒、1軒、聞いて回るわけにもなかなかいかないと思いますので、原則、その関係機関、町村等の情報収集ということになるかと思います。

原科委員長

1軒、1軒でなくても、そういう住民団体ってありますね、皆さん、そういう方からの情報等があるかと思います。それではよろしいですか。中村委員、どうぞ。

中村委員

こういう問題は、現地調査をするべきだと思います。最新の情報というものは、現地でどんなものが不法投棄されているかは、そんなに時間がかかる調査ではないと思いま

すから。ちゃんとした資料がなかったら、問題にできませんからね。やはり現地調査というのは必要になるかと思います。

大日本コンサルタント株式会社

不法投棄の問題につきましては、いわゆる家電が山の中に捨ててあるというのはよくニュースに流れますけれども、上から覆土されるような場合もあるんですよね。そうするとある程度ボーリング調査をしたり、地下水調査をしたりしないとなかなか分からない、顕在化しないということもありますので、これはまともにと言いますか、しっかり調査をしようとするのはかなり大変な場合もございますので、ある程度、顕在化していることに限定されるかもしれませんが、このアセスの中ではある程度それが限界かなとは思っております。

原科委員長

今の件はよろしいですか。ボーリング調査はちょっと大げさですけどもね。現場へ行ってちょっと掘るとかね。

中村委員

現地を見て回るだけですのでね。具体的にどんなものが、現場に不法投棄されているのを見るだけですからね。もっと積極的に、お金がかかるということも分かりますけれども、これはそんなにお金がかかる問題ではないですから。いろいろな既存の資料を集める時間があつたら、むしろ現地がどうかということを見た方が役立つと思います。ですから、もうちょっと積極的にものを考えていただきたいというふうに、今の発言を聞いて感じました。

大日本コンサルタント株式会社

ちょっと消極的な発言に聞こえたかもしれませんが、冒頭で言いましたように、調査に先立つ現地での土地利用調査というのがございます。これは文献を調べるだけでなく、当然家屋の状況であるとか土地の利用の仕方、あるいは先生が今ご指摘のように、ある程度ルート周辺の周辺を歩きますから、もちろん、そういうことが目につけばチェックできるかと思っておりますので、何も机の上ですべてやろうということは考えておりません。

原科委員長

よろしいですか。それでは今の件はよろしいですか。次にまいります。4ページ、〔地盤沈下・地形・地質〕をお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

27番の「地盤沈下(陥没)の予測とともに斜面の安定性について評価する」ということですが、地形・地質の項目に「土地の安定性」というのがございます。この中で、既存の地質調査成果等によりまして、地盤や斜面の安定性について評価を行います。28番の「トンネル掘削による地盤の陥没の予測や盛土・切土工事による斜面の安定性評価のためにボーリング調査や地下水調査を実施すること」ということですが、これにつきましては、既存の地質調査成果を用いて予測評価をしたいというふうに思っております。なお、詳細な土木工学的な検討につきましては、工事実施前にトンネル等の設置位置において、さらにボーリング調査等の地質の調査を実施します。ここで地盤の安定性の確保ということに努めるということは、これはもちろんのことだと思います。29番につきましては、そのように行うということでございます。以上です。

原科委員長

ありがとうございました。今の件、いかがでしょう。よろしいですか。よろしければ次にまいります。〔植物〕についてお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

30番です。既存の植物社会学的調査の有効活用ということですが、5万分1の成果がございますので、この現存植生図というものは有効に活用したいというふうに考えております。31番、「トンネル等の構築による地下水脈の変化によって、杉への影響が懸念される」ということですが、道路事業によりまして地下水脈への影響につきましても、この中で予測・評価したいと思っております。省略しますが、なお、詳細な土木工学的な検討につきましては、工事実施前にトンネル等の設置位置において、さらにボーリング等の詳細な地質調査を実施し、地下水脈への影響の最小化に努めるということはもちろんでございます。〔植物〕だけでございますか。

原科委員長

いったん切りましょうか。いかがでしょう。中村委員、どうぞ。

中村委員

30番ですが、既存の5万分1の植生図を活用するというわけですが、この既存のものというのは非常に古いですね。もちろんそれを活用してもいいんですが、もっと新しいものが場所によってはありますから、それを使ってください。場所によってはほとんど使えないというふうに私は思っていますので、場所によってはもっと精密なものがあつたら、積極的に活用するというふうにお願いします。

原科委員長

既存のものはいつぐらいの時点のですか。ここでおっしゃっているものは、今。

中村委員

既存の5万分の1というのは、何を指すのでしょうか。

大日本コンサルタント株式会社

長野県全県で1971年だったでしょうか。

原科委員長

確かに古いですね。32年も前ですが。

大日本コンサルタント株式会社

植物が相手でございますので、そんなに大きく変わらないところも、木曽の方ではあるかとは思いますが、これを有効に使いたいということです。今ご指摘のように、これ以外のものは使わずに古いデータだけでものごとを処理するというふうにはもちろん考えていなくて、もちろん現場に入り、調査します。

原科委員長

ベースとして使う・・・

大日本コンサルタント株式会社

それは方法書に書いてあるとおりでございますので、そのような調査を行いますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思えます。

原科委員長

中村先生、そういうことでよろしいですか。

中村委員

あと書き方ですけどもね、もし本当にそうだったら、こういう書き方ではなくて、5万分の1も活用するけれども、もっと他の、新しいものも活用するという積極的な書き方にぜひしてほしいですね。5万分の1の植生図ですが、これは作った当時からかなり問題がある植生図だと思っています。古いから、それぐらい変わっているということではなくて、植生図そのものとしてかなり問題があるというふうになんて感じていませんけれども。

原科委員長

昔の調査手法で、あまり正確じゃなかったということですか。

中村委員

ええ、一言で言ったらそういうことですね。現実には合わない面がかなりあります。ですから、できるだけ、新しいものがあるなら活用するというところでお願いします。

原科委員長

では、そのようなことで。どうぞ。

大日本コンサルタント株式会社

新しい調査というのは、それ以降、木曽地域ではやってらっしゃらないと思いますので、基本的には現場で植生調査をやりますので、そのデータに基づいて植生図を、今、作るように考えております。

中村委員

新しいものが、今ないとおっしゃいましたけれどもね。

大日本コンサルタント株式会社

ないというのは、全地域にわたって、前回長野県の・・・

中村委員

私が言っているのは、場所によって、新しいものがあつたらぜひ活用してくれと言っているわけです。まともに答えてください。

原科委員長

全県というのではなくて、木曽地域の、今当該地域においてありましたら使っていただきたいということですね。それはやれるわけですよ。ですから、71年段階の既存の現存植生図はあるけれども、それをベースとして、それにプラスアルファしてと。林委員、どうぞ。

林委員

中村先生、実はコンサルタントの方の擁護をするわけではないけれども、これはそうした方がいいよと言ったのは私なんです。前に作ったのがあるからそれを使った方がいいよというふうに言ったものだから、コンサルティングの会社の方はそうおっしゃったようで、たぶん、調査は続けてくださると思いますので。消極的なわけではないと思う

んです。私が言ったから書いたという点もあるんじゃないかと思うので、ちょっとすみません、そういうことで。

原科委員長

はい、じゃ、よろしいですね。他にございますでしょうか。どうぞ、梅崎委員。

梅崎委員

31番です。28番にも関連することでしたが、影響評価項目における全体のバランスがありますので、28番はこれで結構だということにしました。「地下水脈への影響についても予測評価をする」ということですが、どのように評価をするのかを説明してください。

大日本コンサルタント株式会社

既存の地質調査のデータがございます。ボーリングデータ、地質横断図等がございますので、それをこれから紐解きますけれども、それで地下水の帯水層と言いますか、そういうものが見えてくると思います。それと道路事業、トンネルの掘削位置との関係が分かると思います。それと杉の立地とか、神社の位置ですね。それとの関係を地質横断的に見ることによって、その影響があるのかどうかということが見えるかなと思います。現地を調査しますと、他にいろいろ検討も出てくると思いますけれども、基本的にそういうことでやりたいと思っております。

原科委員長

いかがですか。梅崎委員、どうぞ。

梅崎委員

意見書の検討の際に「湧水の調査や地下水の利用状況の調査なども評価項目に入るのではないか」ということを前回までの委員会で発言しましたが、それは既に評価項目に入っているということでした。しかしながら、ここには明記されていませんが。

原科委員長

そういうことは明解に書いておいてくださいね。分からなくなってしまうから。先ほどの現存植生図も括弧して1971年作成とか、情報として書いていただくと誤解がなくなりますから。ぜひ見解書の方にはもう少し詳しくそういったことを、今日議論してお答えになったことを記入してください。他にございますでしょうか。よろしければ〔動物〕の方のご説明に入りたいと思います。

大日本コンサルタント株式会社

32番ですけれども、脊椎動物に関する評価にあたっては、「動物版のレッドデータブックを取り入れてください」ということですので、これはそのように行います。33番の「両生類の調査にあたっては、産卵場所を特定し行動圏を把握するということと、必要に応じて夜間調査を行うこと」というご指摘ですけれども、調査にあたっては、常に産卵場所や行動圏が把握できるように行いたいと思っております。また夜間調査につきましては、山間部の渓流域ということで、調査員の安全性の問題もございますので、こういうことも判断した上で、必要によりまして効果的に実施したいというふうに考えています。34番につきましては、そのように行うということは考えております。35番ですけれども、これも有尾両生類の調査におきますマーキングの件ですけれども、「指きり法ではなくPITタグなど、最新の方法で行うこと」と、基本的にそのように行うわけですけれども、マーキングを行う場合には、野生生物を極力傷つけない方法で調査したいというふうに思います。36番の夜行性かつ樹上性の小動物の調査方法につきましては、まずヤマメにつきましては巣箱設置調査を考えております。その他の注目すべき動物についても、必要に応じて適切な方法を用いて調査を行います。37番の魚類につきましては、そのように行うというふうに考えております。

原科委員長

はい、ありがとうございます。この件でご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。はい、今井委員、どうぞ。

今井委員

33番ですが、「行動圏が把握できるような意識で行う」ということですので、ございますけれども、行動圏を把握するために夜間調査が必要ではないですかというご意見を申し上げました。それで危険性が伴うものですから、安全性についてもということは十分承知しておりますが、「必要により効果的に実施する」、可能な範囲でできる限り実施をしていただかないと、特にサンショウウオ等ですと、産卵場所だけ見てもその行動の全体を把握したとはなりませんので、屋上屋を重ねるような言い方になりますが、ぜひ可能な限り実施していただきたいなというふうに思います。

原科委員長

今の件はいかがでしょうか。

大日本コンサルタント株式会社

可能な限り実施するというふうに考えております。

原科委員長

よろしいですか。それでは他にご意見、ご質問はございますでしょうか。はい、今井委員、どうぞ。

今井委員

36番ですが、私もうっかりしておりまして、今まで意見を申し上げるのを忘れておりましたが、ここで「ホンドモモンガやヤマネなどの夜行性云々」というふうに書いてございますけれども、あのあたりでは相当数のコウモリも存在するようでございますから、それも含めてということで調査をしていただければと思います。

原科委員長

今の意見はよろしいですか、コウモリも含めてということで、はい。それでは、見解としてください。他にございますでしょうか。よろしいようでしたら、次にまいります。〔動物(猛禽類)〕の説明をお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

38番から42番までは、そのように行うということをご回答をさせていただいておりますので、申し訳ございません、省略させていただきます。43番、「猛禽類の評価にあたり、番の繁殖の有無、繁殖の成否、巣立ちの雛数について2営巣期以上の調査が必要」ということですが、現在事前調査といたしまして、2営巣期実施済みでございます。今後、営巣場所等の確認を行いまして、影響評価をした上で、さらにモニタリングを継続していくというふうに考えております。44番につきまして、「猛禽類、特にクマタカがどのような動物を餌としているかというのを明らかにするために、小型カメラを設置する」というお話ですが、現在までの調査で区域内に2箇所、隣接した箇所に1箇所、営巣木が確認されております。既存調査の結果によりまして、本年度、繁殖の可能性の高い箇所に小型カメラを1箇所設置を現在検討しております。45番、クマタカの餌となる動物の検討の話ですが、餌の特定まで至るかというのは不確定要素がございます。しかし、生態系の上位種であるクマタカと餌動物との相互関係ということにつきましては、生態系の項目で予測・評価を行うというふうに考えております。餌動物の特定に加えまして、その定量的な予測となりますとさらに困難となることが考えられますので、他事例や既存文献等を参考にしまして定性的な評価になるかと思っておりますけれども、影響を予測・評価を行うことも考えております。以上です。

原科委員長

はい、ありがとうございました。では、この部分についていかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、中村委員、どうぞ。

中村委員

餌の特定に関して、不確定要素の中ということですが、もう既に各地で、クマタカのようにして巣にカメラを設置する方法とか、餌の特定は各地で行われております。ですから、ここに書いてあることは、最低ひとつの巣に関して引き続き、どんな餌を親が巣に運び込むかということ、ぜひ最低1例は確認してほしいという意味ですので、そのようにして実施していただきたいと思います。

原科委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。では次にまいります。〔生態系〕についてお願いいたします。最後のページになります。

大日本コンサルタント株式会社

46番、3つほどご指摘があります。まず枠法による定量調査のご指摘ですけれども、これは植生の項目の毎木調査として、毎木調査の項目で行いたいと思います。森林の保水能力につきましては、植生の有する保全機能の項目で予測・評価をしたいと思います。二酸化炭素の吸収量につきましては、同じく植生の有する保全機能の項目と温室効果ガスの項目で予測・評価したいというふうに思います。47番につきましては、猛禽類が多く生息するという現状から、非常に豊かな生態系の存在が推定されると。これらを的確に捉えられるように調査方法を行うとこのように考えております。以上です。

原科委員長

ありがとうございました。ではこの部分ではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。では次の〔景観・触れ合い活動の場〕をお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

48番につきましては、車窓から見える対象道路の見え方の予測・評価ということで、そのように行いたいと思います。49番につきましては、触れ合い活動の場の調査対象について、芸術的な利用の対象としての自然や景観を作品の側から調査しなさいということで、これも関係町村の教育委員会や観光課、民間の文化活動団体等から情報を収集し、また町村史がございますので、こういった既存資料から調べる、あるいは有識者からの聞き取りなどによって調べるということで、収集可能な情報の整理を行いたいと思っております。以上です。

原科委員長

はい、ありがとうございました。この部分はいかがでしょうか。今井委員、どうぞ。

今井委員

49番でございますけれども。聞き取りの対象として、県立美術館ですとか、県の博物館の学芸員さんや研究員さんから聞き取りされるとよろしいと思いますが。

大日本コンサルタント株式会社

ありがとうございます。

原科委員長

よろしくをお願いします。他にございますでしょうか。はい、それでは最後ですが〔温室効果ガス〕についてお願いいたします。

大日本コンサルタント株式会社

50番の温室効果ガスにつきまして、セメントなどの製造時も考慮しまして、構造物の素材や工法の違いによります二酸化炭素の発生量について、比較検討を行います。

原科委員長

この部分はいかがでしょう。よろしゅうございますか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

これは積極的なお答えで結構だと思います。ひとつうかがいたいのは、46番で出てきました植物の二酸化炭素吸収量の評価と、この50番とは、どういうふうと一緒に扱われるのでしょうか。

大日本コンサルタント株式会社

二酸化炭素の、植物による吸収の話と、セメントの、構造物の材料による発生というのはまったく次元の違う話です。それだけでもないわけなんですけれども、少し発生の問題と吸収の問題をこの2つの項目に絞らずに、まずは整理しなければいけないと思います。その中に、今、分かっているのは植物の吸収の問題、構造物からの発生の問題というのはご指摘で挙がっておりますので、こういうことは中に含めますけれども、事前に発生、吸収についての整理がまずあって、そのあとでこれがひとつの例として今挙げたと、そういうふう考えております。

原科委員長

いかがでしょうか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

混ぜて扱える話ではないということはよく分かります。特に、この発生量に関しては最近、以前の委員会で委員長からもご指摘がありましたように、L C A的な手法の研究論文等もかなり出ておりますから、そういったものもよく参考にされて記載していただければと思います。

原科委員長

はい、どうもありがとうございました。それではよろしゅうございますでしょうか、このあたりで。はい、それでは資料2 - 1の方法書に対する「知事の意見」及びそれに対する「見解案」につきまして、事業者の方のご回答をいただきました。では今日の意見に基づきまして、また見解の文章を、正確にと言いますか、いろいろ具体的なことがございましたので記載をするようにしてください。

それから、もうひとつ資料2 - 2がございます。方法書に対する「生活環境部長の指摘事項」及びそれに対する「見解案」でございます。これは最初に2ページ、あとは資料が続けて載っていますが、これはちょっと見ておいてください。

事務局

一応、終了時間が4時ということだとまだもう若干時間がありますので、もしあれでしたら、委員会後の参考意見ということで、いただいたのが部長指摘事項の中にいくつかございますので、その部分だけ取り出して、事業者の方からの説明をいただければと思っておりますが。全部やるにはちょっと時間が足りないのかなという気がしておりますが。

原科委員長

そうですね、参考意見ということで。結構です、では簡単をお願いします。非常にコンパクトにやっていただいて結構です。

大日本コンサルタント株式会社

はい、では簡単にいきます。水質の4番ですけれども、芳香族炭化水素の水質汚濁物質に対する知見ということでございますけれども、これはここに記載させていただきましたということで割愛させていただきます。5番につきましては、ご指摘のとおり集水域ごとにまとめるということで、一級河川の流域毎に結果をまとめたいと思います。6番ですけれども、表土復元工法の適用に関してということですが、今後検討します施工計画の中で、可能な限り保存場所の確保に配慮するということでございます。続きまして13番、触れ合い活動の場ですけれども、これはそのように行うというふうに考えております。14番、廃棄物ですけれども、これも同様にそのように行うというふ

うに考えております。

木曾地方事務所

15番ですけれども、関係機関による調査結果ということで、うしろの方に、資料に添付してございますけれども、2002年に行われた結果が入っております。沿線の住民へのアンケート等の結果なんですけれども、少なからずも影響があるという結果報告が出されておりますので、また、ご覧ください。18番になりますけれども、非常に大きな項目なんですけれども、こちらの方としては、必要に応じて関係機関へ働きかけ等を行うことでお願いいたします。以上になります。

原科委員長

今のご説明でございます。ちょっと急ぎましたので、少し十分に分かりにくいところがあるかもしれませんが、何か特段のことがございましたら、参考意見につきましても、このように対応していただけるということでございます。これは、今日は時間がありませんので、これで終わりますけれども、あとでまた見ていただいて。もしあとで何かご意見をいただいた場合には対応していただいてよろしいですか。はい、それではそのようにしたいと思います。今日はこの辺で終わります。

では、これでひととおり終わったと思いますけれども。本日の議論を踏まえまして、見解書を直していただきますが。そうしますと、19日までご意見をいただくと、そのあとになりますね。20日以降になりますと、事業者の方の方で見解書を修正していただきます。その後、後日、事務局を通しまして、各委員に送付していただくというような段取りにしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

それから、改めてお願いいたしますが、欠席されている委員からご意見があった場合には19日まで受け付けていただきたいと思います。この件の扱いに関しては、事務局と私と、場合によっては専門委員の方におうかがいするかもしれませんので、よろしくをお願いします。

(2) その他

原科委員長

次に、その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは事業者の方からお願いします。

木曾地方事務所

木曾地方事務所林務課長の久米と申します。委員の先生の皆様方にはお忙しい中、方

法書につきまして、4回の技術委員会を通じ、ご意見、ご指導賜りまして大変ありがとうございました。今後、知事意見及び技術委員会でのやり取りを踏まえまして、方法書に基づきまして現地調査を行ってまいりますわけですが、調査を実施していく過程で個々の専門分野につきまして、技術的な助言、指導をいただきたい場面もあろうかと思えます。その節は、どうかご面倒をおかけしますけれど、よろしく願いをいたします。以上でございます。

原科委員長

それでは今日はこれでよろしいでしょうか。片谷委員、どうぞ。

片谷委員

今、お話がありました点につきまして、個々の細かい点でも、疑問点が生じた場合にはぜひ遠慮なく、私どもこの委員会のメンバーというのはそのために県から委嘱をいただいているというふうに理解しておりますので、どんなことであっても遠慮なく問い合わせ、確認等をしていただきたいと思います。過去の例ですと、こちらが忙しいであろうということで遠慮されるケースがあったように記憶しております。そういうことは必要ないと思いますので、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

原科委員長

どうもありがとうございます。大変心強いご発言をいただきました。中村委員、どうぞ。

中村委員

特に猛禽類の調査は継続なわけですが、何か起きたらできるだけ早く私に連絡ください。いろいろなことが起きる可能性があります。できるだけ早く対応する必要があるかなと思いますので、その点、よろしく願います。

原科委員長

どうもありがとうございます。最初に私が質問を申し上げたんですが、比較検討ということ、日本ではあまりやっていないので、ちょっと分かりにくい点があるかもしれませんが、最初に、若干時間がかかりましたけれども、議論していただいて、だいたいご理解いただけたと思いますので、ぜひよろしく願います。モデルを、モデルになるかと思いますが、そういうようなことで、分かりやすい指標を作りたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

### 3 閉 会

#### 事務局

本日は、大変長時間ご審議ありがとうございました。以上をもちまして、第4回の技術委員会を閉会させていただきます。どうもご苦労様でございました。